

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

新旧対照

（開所時間等）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 8 時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 3 時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき 250 日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して当該事業所ごとに定める。

---

（開所時間等）

第18条 放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所を開所する時間は、原則として、学校が授業を行う日には小学校の授業終了時から午後 6 時 00 分までとし、学校の休業日及び臨時に授業を行わない日にあっては午前 9 時から午後 6 時 00 分までとする。

- 2 放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所を開所する日（次項において「開所日」という。）は、原則として、次の各号に掲げる日以外の日とする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
  - (3) 1月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- 3 放課後児童健全育成事業者は、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所日を定める。